

条番号	現行	変更後
第6条 ご利用カード 1、2	1.みずほダイレクトご利用カードとは、みずほダイレクトをご利用いただく際に必要となるお客さま番号と第2暗証番号が記載されたものです。みずほダイレクトご利用カードは、みずほダイレクト申込後に、次のいずれかの方法により発行いたします。 ①お客さまの届け出住所宛に簡易書留（転送不要扱い）にて郵送発行する紙媒体カード型のみずほダイレクトご利用カード（以下、「ご利用カード（紙媒体カード版）」といいます。）。なお、当支店を含む当行本支店の窓口でご利用カード（紙媒体カード版）を発行することはできません。 ②当行所定の高機能携帯電話端末（以下、「利用端末」といいます。）にみずほダイレクトアプリをインストールして、本条第2項の利用登録を実施することにより、みずほダイレクトアプリ内に発行するみずほダイレクトご利用カード（以下、「ご利用カード（アプリ版）」といいます。）。なお、ご利用カード（アプリ版）に表示される第2暗証番号はインターネットバンキングへのログインの都度、変化します。 2.ご利用カード（アプリ版）を利用するには、利用端末にみずほダイレクトアプリをインストールのうえ、利用登録を行うことが必要です。利用登録は、当行所定の利用登録画面に従って必要事項を入力することにより行います。入力された本サービスの代表利用口座、第1暗証番号、生年月日、認証コードが、当行に登録されている代表利用口座、第1暗証番号、生年月日、認証コードと一致した場合には、当行は当該利用登録の申込を正当なお客さまからの申込とみなします。なお、当行が必要と認める場合には、ご本人さま確認のため、利用登録完了後から一定の期間は、ご利用カード（アプリ版）をご利用いただけません。また、当行が必要と認める場合には、ご利用カード（アプリ版）の利用を一時的に停止します。	1.みずほダイレクトご利用カードとは、みずほダイレクトをご利用いただく際に必要となるお客さま番号と第2暗証番号が記載されたものです。みずほダイレクトご利用カードは、みずほダイレクト申込後に、次のいずれかの方法により発行いたします。 ①お客さまの届け出住所宛に簡易書留（転送不要扱い）にて郵送発行する紙媒体カード型のみずほダイレクトご利用カード（以下、「ご利用カード（紙媒体カード版）」といいます。）。なお、当支店を含む当行本支店の窓口でご利用カード（紙媒体カード版）を発行することはできません。 ②当行所定の高機能携帯電話端末（以下、「利用端末」といいます。）にみずほ銀行アプリをインストールして、本条第2項の利用登録を実施することにより、みずほ銀行アプリ内に発行するみずほダイレクトご利用カード（以下、「ご利用カード（アプリ版）」といいます。）。なお、ご利用カード（アプリ版）に表示される第2暗証番号はインターネットバンキングへのログインの都度、変化します。 2.ご利用カード（アプリ版）を利用するには、利用端末にみずほ銀行アプリをインストールのうえ、利用登録を行うことが必要です。利用登録は、当行所定の利用登録画面に従って必要事項を入力することにより行います。入力された本サービスの代表利用口座、第1暗証番号、生年月日、認証コードが、当行に登録されている代表利用口座、第1暗証番号、生年月日、認証コードと一致した場合には、当行は当該利用登録の申込を正当なお客さまからの申込とみなします。なお、当行が必要と認める場合には、ご本人さま確認のため、利用登録完了後から一定の期間は、ご利用カード（アプリ版）をご利用いただけません。また、当行が必要と認める場合には、ご利用カード（アプリ版）の利用を一時的に停止します。
第17条 他の規定の 準用 1	1.本規定に定めのない事項については、当行所定のみずほ総合口座取引規定、みずほ普通預金規定、みずほ貯蓄預金規定、みずほキャッシュカード規定、みずほ貯蓄預金キャッシュカード規定、みずほデビットカード規定、みずほスーパー定期（自動継続方式）規定（通帳口）、みずほ外貨普通預金規定（通帳	1.本規定に定めのない事項については、当行所定のみずほ総合口座取引規定、みずほ普通預金規定、みずほ貯蓄預金規定、みずほキャッシュカード規定、みずほ貯蓄預金キャッシュカード規定、みずほデビットカード規定、みずほスーパー定期（自動継続方式）規定（通帳口）、みずほ外貨普通預金規定（通帳

	口)、みずほ外貨定期預金規定(通帳口)、みずほ投資信託取引規定集、みずほ振込規定、みずほダイレクト規定、<u>みずほダイレクトアプリ利用規定</u>、ワンタイムパスワード規定、カードローン規定、ローン規定、保証委託規定、<u>宝くじラッキーライン規定</u>、Pay-easy(ペイジー)税金・料金払込みサービスATM取引規定など当行が定めるすべての規定により取り扱います。また、本規定において定義のない用語で、上記各規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。	口)、みずほ外貨定期預金規定(通帳口)、みずほ投資信託取引規定集、みずほ振込規定、みずほダイレクト規定、<u>みずほ銀行アプリ利用規定</u>、ワンタイムパスワード規定、カードローン規定、ローン規定、保証委託規定、Pay-easy(ペイジー)税金・料金払込みサービスATM取引規定など当行が定めるすべての規定により取り扱います。また、本規定において定義のない用語で、上記各規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。
	(2024年9月11日現在)	(<u>2026年9月3日</u>現在)